

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 2 2 号

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 3 1 年相模原市条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項第 3 号中「(助産施設及び児童家庭支援センターを除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。